



料理を通して 親子のふれあい

食育の推進を図ろうと、教育委員会と町食生活改善協議会の共催による親子料理教室が役場保健センター調理室で行われ、小学生と保護者27人が参加しました。子どもたちはお母さんたちの手を借りながら、3種類のおにぎりや五目きんぴらなど5品の調理に挑戦。料理を通して、親子のきずなを一層深めていました。（1月20日）

BIFUKA 2007
（平成19年）

3

No. 646

びふか

●まちの動き（1月末現在）

人口／5,468人（-4）・世帯数／2,446世帯（-3）

ホームページアドレス

<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>

資源を大切に—この広報誌は再生紙を使用しています。

第16回統一地方選挙

4/22 美深町長・町議会議員選挙
4/8 北海道知事・道議会議員選挙

統一地方選挙日程

| 選挙区分 | 告示日 | 投票日 | 開票日 |
|---------|----------|----------|----------|
| 北海道知事 | 3月22日(木) | 4月8日(日) | 4月8日(日) |
| 北海道議会議員 | 3月30日(金) | | |
| 美深町長 | 4月17日(火) | 4月22日(日) | 4月22日(日) |
| 美深町議会議員 | | | |

北海道知事・
北海道議会議員選挙

投票できる人

※【】は道議選挙の条件
 ① 昭和62年4月9日以前に出生した人で、本町に住所を有し、平成18年12月21日【平成18年12月29日】以前に転入届け出をした人。
 ② 平成18年11月23日【平成18年11月30日】以後に道内の他の市町村へ転出した人で、本町の選挙人名簿に登録されている人（転出先の市町村の名簿に登録されている人を除く）は、本町で投票ができません。

美深町長・
美深町議会議員選挙

投票できる人

① 昭和62年4月23日以前に出生した人で、本町に住所を有する人。および平成18年1月16日以前に転入の届け出をし、4月16日現在、住民基本台帳に登録されている人。

③ 平成18年12月22日【平成18年12月30日】以後に道内の他の市町村から本町に転入した人は、前の市町村で投票することになります。この場合は、本町に住んでいる証明書を提出する必要があります。

投票当日、都合が悪い方は
期日前・不在者投票を！

投票日に仕事、旅行などの用事で投票所に行けない人は、期日前投票または不在者投票ができますので、ぜひ利用してください。

投票期間

▽北海道知事

3月23日(土)～4月7日(土)

▽北海道議会議員

3月31日(土)～4月7日(土)

▽美深町長・町議会議員

4月18日(水)～4月21日(土)

場所

役場1階 町民相談室

(選挙管理委員会)

投票時間

午前8時30分から
午後8時まで

※身体に重度の障害がある方は、郵便による不在者投票ができます。くわしくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

その一票が
未来を築く



イメージキャラクター
選挙のめいすいくん

町長・町議会議員の立候補
予定者説明会の開催案内

日 時 / 3月26日(月)
午後1時30分

場 所 / 役場大会議室

対 象 / 立候補予定者と
事務責任者

※当日は、立候補届出用紙等を交付します。立候補予定者か事務責任者の印鑑を持参してください

選挙人名簿登録者の
縦覧を行います

縦覧を行います

新たに選挙人名簿に登録された人を次により縦覧に供します。

縦覧の期間

▽知事選挙時登録者 3月22日(木)

▽道議選挙時登録者 3月30日(金)

▽町長・町議選挙時登録者 4月17日(火)

縦覧の場所

役場1階 町民相談室

(選挙管理委員会)

お問合せ先

美深町選挙管理委員会
TEL 2・1611
(内) 155

官民一体となった福祉のまちへ

4月から特別養護老人ホームが民営化されます



町では、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費節減を図るため、4月1日から特別養護老人ホームを民営化します。今回は、その移管先や民営化までの経緯などについて町民みなさんにお知らせします。

移管先は どこですか？

移 管先は、町内で知的障害者授産施設「美深のぞみ学園」などを運営する社会福祉法人「美深福祉会」（佐藤定春理事長）です。選定に当たっては、福祉施設の運営の経験とノウハウを持ち得た町内の社会福祉法人を前提に特別養護老人ホームの運営に最もふさわしい法人として、美深福祉会に決定しました。

昨

年12月22日、経営移譲に関する協定の締結が行われ、「土地および建物等の施設は、町有とし、無償で福祉会に貸し付ける」、「移譲にあたりサービスのさらなる向上と自立した経営を支援するため、町は5年間の財政支援を行う」など8項目が確認されました。

民営化までの 経緯は？

ご

存じのとおり今日の国や地方自治体の財政状況は年々厳しさを増しています。このため限られ

た財源と人員で多くの行政課題に対応していかねばならず、行政運営の一層の簡素化・効率化を図る必要があります。

このような中、町では「美深町行政改革推進計画」に基づいて、効率的な行政の運営と住民サービスの向上を目指してさまざまな取り組みを展開しています。

特

別養護老人ホームの民営化についても、行政組織のスリム化と民間の経営手法による施設運営や質の高い介護サービス提供に向けた委託の可能性について、他の市町村における民間移管の状況も調査しながら十分検討し、協議を重ねてきました。

また、特別養護老人ホームの業務も介護保険制度施行後、高度で質の高い専門性を有する介護サービスが求められるようになっていきます。

町

では福祉サービスの向上と、より良い施設運営を目指し、一層の入所者へのサービス向上に努めることが最良の方策であるとの結論に達し、この度

の社会福祉法人への移管を決定しました。

働いていた職員は どうなるの？

職

員に対しては、民営化に当たり、個別面談や町と美深福祉会による全職員対象の説明会を行い理解を求めてきました。同ホームに勤務する職員は3月末で美深町職員を退職し、美深福祉会の職員となり、民営化となった同ホームで勤務することになります。

民営化後は どう変わるの？

入

所の手続きや費用、介護サービス提供の種類などについては、従来と変更はありません。今後は、介護保険法の主旨に基づいたサービス向上への取り組みはもとより、施設経営上の諸問題に取り組み、老人福祉施設としての機能向上を目指し、特色ある施設づくりを進めていくこととなります。

まちづくりに提言

第2回まちづくり推進町民会議（稲越延嘉議長）が2月1日、町役場で開かれました。同会議は、町内関係団体、自治会からの推薦委員と公募委員の27名で構成され、町の主要課題や施策の推進状況を定期的に確認、検討するとともに、まちづくりに関する意見・要望などを町政に反映することを目的としています。

まちづくり推進 町民会議を開催

この日は、委員と町理事者の28人が出席。町が掲げる第4次総合計画の平成19年度実施計画の内容と行政改革推進計画に基づく平成18年度の推進状況について説明が行われたほか、町政全般に対する意見・要望・課題について意見交換を行いました。

総合計画や行政改革の 推進状況を確認

総

業は、合計画の主な新規事業は、医療法改正により美深厚生病院の負担が増えたことから厚生連より赤字分全額負担の要請を受けたことによる「美深厚生病院運営支援事業」、特別養護老人ホームの民間移管に伴う財政支援のための「特別養護老人ホーム運営支援」など12事業。そのほか先送りや取り止めの変更事業についてもあわせて説明しました。

また、行政改革推進計画の18年度の推進状況についても町事務局から説明。主なものは、事務事業の見直しと経費節減合理化のため

「19年4月から特別養護老人ホームの運営を福祉法人へ移管すること」、幼保一元化を推進するため「1年前倒しして幼児センター建設工事に着手したこと」、職員体制と行政機構の見直しにより「退職者補充を抑制し、職員の減員、議会議員定数を見直し、次回の選挙から3名減の13名となること」など計画に基づき行政改革を推進していることを報告しました。

行政改革に 対する意見

そ

の中で委員から、「行政改革の計画の中で議員定数を3名減としているが、人口減少によるもので、行政とはいえないのではないか？」また「経費節減が進む中、議員報酬を見直すなどの話は出されていないか？」という意見が出されました。質問に対し岩木町長は「議員定数は前回の選挙後、議会側で協議され、いち早く削減を打ち出したもの。その後各町村でそれを上回る削減が行われており、選

挙後に改めて検討されるものと思う。また、報酬については、報酬審議会に諮問し、その答申に基づいて決定している。19年度以降に、各町村の状況を見たらうえて、報酬審議会にはかかっていく。」と説明しました。

町政全般に対する 意見要望

町

政全般に対する意見要望では、「住民負担が多くなってきている昨今、行政に対する住民の理解度はどの程度か？」との質問に対し、安藤博幸助役は「地域担当員などを通して行政改革や今の財政状況などは概ね理解されてきているものと考えている。また、自治体の財政破たんが起る昨今、行政に対する関心も高くなり、これからも地域担当員を通して、積極的に情報は開示していく。」と説明しました。

そのほか、除雪方法や学童保育などについての意見、質問が出され、出席した委員たちは、町政について理解を深めていました。

水のたより

平成19年度 水質検査実施計画を お知らせします

平成15年5月30日の水道法改正により、平成17年4月1日から水質検査に関する内容について、水道需用者へ提供を行うことが義務付けられました。

今回は、平成19年度に予定している水質検査の日程および項目などについてお知らせします。
なお、「赤水が出る・強い塩素臭がする・カビ臭がする」などの異常を感じた場合は、随時検査の対応をいたしますので、役場までご連絡ください。

また、白く濁る場合はエアアの混入などが考えられますので、しばらく様子を見てください。それでも改善されない場合は検査対応いたしますので、役場までご連絡ください。

平成19年度 水質検査実施計画

■検査予定日
左記の表のとおり

■水質検査実施予定日

| | |
|-----|----|
| 4月 | 3日 |
| 5月 | 8日 |
| 6月 | 5日 |
| 7月 | 3日 |
| 8月 | 7日 |
| 9月 | 4日 |
| 10月 | 2日 |
| 11月 | 6日 |
| 12月 | 4日 |
| 1月 | 8日 |
| 2月 | 5日 |
| 3月 | 4日 |

- 採水場所
○上水道～水道担当職員宅
○簡易水道～恩根内センタープ
ラザ
- 検査項目
(代表的なものを抜粋)

| 検査項目 | 毎日検査 | 毎月検査 | 年1回検査 | 年4回検査 |
|-------|------|------|-------|-------|
| 残留塩素 | ● | | | |
| 色度 | ● | ● | | |
| 濁度 | ● | ● | | |
| 一般細菌 | | ● | | |
| 大腸菌 | | ● | | |
| 硝酸態窒素 | | | ● | |
| シアンなど | | | | ● |
| 原水水質 | | | ● | |

なお、検査回数は、水道法の規定値に基づいて決定しています。
これらの規定値に対して過去3年分の数値が下回っている項目については、毎月検査から年4回検査に、年4回検査から年

1回検査に省略されている場合もあります。
また、水質検査は名寄市の水質検査センターで検査していただきます。検査項目については、今後の検査結果の報告時に、詳しく解説いたします。
不明な点などがございましたら、お気軽にお尋ねください。

上下水道料金の納入 についてのお願い

3月は、年度末で決算閉鎖となることから、水道料金など未納の方はお早めに納付ください。
なお、納期限までに納入の確認が出来ない方に対しては、自宅・職場などへ直接徴収にお伺いする場合もありますので、期限内納付にご協力をお願いいたします。

問合せ先
役場産業施設課
管理グループ
TEL 2・1611
内線 148・167

税

所得税の確定申告は

自分で書いて 早めに済ませましょう

役場住民生活課 税務グループ 電話2・1611 内線117, 118

平成18年分の所得税の確定申告は3月15日(木)までです。

期限間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。申告書はできるだけ自分で書いて、早めに提出しましょう。

**消費税申告相談の実施
申告は4月2日まで**

課税事業者である方は、平成18年分(課税期間)の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも申告が必要ですのでご注意ください。

消費税申告相談・受付
4月2日(月)まで
9時30分から16時まで

**65歳以上でも寡婦(夫)
控除が受けられます**

所得税や住民税の計算上、所得金額から差し引くことができる寡婦(夫)控除。

以前は老年者控除と重複することはありませんでした。税制改正で老年者控除が廃止されたことによ

て、年齢に関係なく寡婦(夫)控除が受けられることになりました。

寡婦(夫)控除を受けようとする方は、期日までに申告してください。

申告期限
3月15日(木)まで

パソコンで申告書を作ってみよう

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の指示に従って金額などを入力していくと申告書が作成できます。作成したものは、印刷して提出することができますので、とても便利です。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>



3月は町税および道税の 納税推進強調月間です

美深町と北海道上川支庁では、3月を納税推進強調月間として、町税(町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税など)および道税(自動車税、個人事業税など)の未納者に対する、預貯金・給与・自動車などの財産差し押さえを行っています。まだ、納税されていない方は、お早めに納税してください。

美深町と北海道上川支庁では、日中納税できない方は、事前にご連絡いただければ夜間の納税もできますので、担当までご連絡ください。

※自動車の差し押さえ(タイヤロック装着など)も行います。(写真→左)

道税に関するご相談
北海道上川支庁では、日中納税できない方のために、次のとおり夜間納税窓口を開設しますので、ご利用ください。

開設日
3月22日(木)
午後5時30分～午後8時

開設場所
北海道上川支庁名寄道税事務所

町税に関するご相談
土曜、日曜、祝祭日を除

道税に関する問合せ先
上川支庁名寄道税事務所
TEL 01654・2・4148



町税に関するご相談

土曜、日曜、祝祭日を除

道税に関する問合せ先
上川支庁名寄道税事務所
TEL 01654・2・4148

きゃべつ料理で健康維持！ 雪中貯蔵きゃべつ研究会がイベント



▲きゃべつ料理を試食する参加者たち

雪中貯蔵きゃべつ研究会（伊藤清代表）主催のイベント「健康にも転ばぬ先の杖」メタポリックシンドロームVS雪中貯蔵きゃべつ」が2月4日、町文化会館を会場に行われ、町内外から140人が参加しました。同研究会は、農家と消費者が共同で、安全安心なきゃべつ生産と町民の健康への寄与を目的に活動している組織で今年で設立5年目。

この日は、みはらしクリニック（江別市）の中川清志院長が講師となり、メタポリックシンドロームの内容や対策について講演。「肥満を解消するためには、毎日の食生活を見直すことが大切。間食を避け、塩分や酒量を控えめにしましょう。」と呼び掛けていました。また、美深町出身のシェフ阿久津雅典氏を招いた健康維持のためのきゃべつ料理の試食会も行われ、参加者たちは、健康について学ぶとともに、プロのきゃべつ料理を堪能していました。

浄化槽の法定検査は 必ず受検しましょう

浄化槽管理者（設置者）には次の3つの義務が定められています。

浄化槽の点検、調整、修理等を行う「保守点検」。

浄化槽内に生じた汚泥などの引き出し、関連装置・機器類の洗浄、掃除などを行う「清掃」。そして、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能し、きれいな処理水を流せるかどうか確認するために「法定検査」です。

町では、これまで浄化槽法に基づく各種届け出の受理の他「保守点検」「清掃」に係る助言、指導などを行ってききましたが、これらに加え、平成19年4月から新たに法定検査の受検に係る助言・指導、使用廃止届け出の受理などの事務権限が北海道から移譲され、美深町で行うことになりました。浄化槽管理者（設置者）の皆さんは、「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの義務を守り、水質環境保

全の推進にご協力願います。

法定検査などを

受けていない方は
いませんか？

町では浄化槽設置者台帳の整理を進めています。

設置後、一度も法定検査などを受けたことがない方がおられましたら役場担当までご連絡願います。

法定検査などの依頼はどこにしたらいいの？

保守点検、清掃、定期検査は、北海道知事や町などの登録や指定を受けた専門業者が行ないます。

不明な点は、(財)北海道浄化槽協会もしくは役場担当まで、お気軽にご相談ください。

■(財)北海道浄化槽協会

旭川検査事務所
TEL 01666・487470

■役場住民生活課

生活環境グループ
TEL 2・16611(内)141

車いすを特養ホームに寄贈 美深高校ボランティア局生徒

美深高校ボランティア局の1、2年生17名が2月8日、特別養護老人ホームを訪れ、車いす1台を同ホームに寄贈しました。

車いすは、ジュースなどの缶を開けるためのプルタブを集めて交換したもので、美深高校ボランティア局が中心となって、平成11年から8年間にわたって回収。

回収量は720キロで、缶に換算すると288万缶分。

ボランティア局代表の2年生、長谷川絵梨さんは「8年という歳月の中、その間に頑張ってくれた卒業生や協力していただいた町民の方々に感謝しています。車いすが入所者や利用者の方々のお役に立てばうれしです。今後も継続して取



▲車いすを寄贈する美深高校の生徒

り組んでいきます。」と話し、次の目標に向けて気持ちを新たにしていきました。

街角カメラ

📷 トピックス 📷



美深纏(まとい)歌留多倶楽部などが主催する第16回大樫旗争奪全日本下の句かるた大会がびふか温泉で開催されました。道内各地から69チーム207名が出場。選手たちは、掛け声や床をたたくなど自らに気合いを入れ、読みに集中。夜を徹して白熱した試合を繰り広げていました。(2月3日)



運動教室や食の学習などを通して生活習慣病の改善や重症化予防を図る「国保ヘルスアップ事業」が役場保健センターで行われました。この日はヨーガやエアロビクスなどの「運動教室」が行われ、参加者たちは、カロリーを消費しやすい運動や方法について学んでいました。(1月23日)



町と消費者協会が主催する「くらしのセミナー」が文化会館で行われました。この日は、悪徳商法から身を守るための講演が行われるなど、参加者たちは、多様化する悪徳商法の手口を知るとともに、心構えやクーリングオフ制度など対応方法について学んでいました。(2月3日)



札幌美深会新年の集いが札幌市内のホテルで行われました。出席した町関係者や会員など104人は、旧友たちと久しぶりに再会、思い出話に花を咲かせていました。また、美深から「食」ふぉーむなどの会員らも参加し、美深産のもちやきゃべつなどの商品をPRしていました。(1月20日)



第27回全町女子ミニバレーボール大会が町民体育館で行われました。選手の合計年齢別(130歳以上、170歳以上)にわかれ、自治会対抗で行われた大会には合計で28チームが参加。予選リーグ、決勝トーナメントともに、熱戦が繰り広げられていました。(2月4日)



美深高等学校の生徒らが役場に訪れ、給食時に出る牛乳パックをリサイクルして得た収益金1,902円を日本赤十字社(美深分区長:岩木実町長)に寄付しました。昨年4月から集めた牛乳パックは、実に約400⁺分。寄付金は、新潟県中越地震災害義援金として活用されます。(1月31日)

「おじゃまします！」



在宅介護
支援センターです！

4月から地域包括支援センターが開設します

先月の広報では、包括支援センターの業務内容についてお知らせしましたが、今回は、新しく始まる「介護予防ケアプラン」と「要介護度区分の変更」などについてお話します。

介護予防に重点「受ける」から「予防する」へ

これまでの介護保険制度は、介護や支援が必要となった方に適切なサービスを提供することに重点を置いていましたが、4月からの新しい制度は、「介護が必要になったとき」だけでなく、高齢になってからもできるかぎり自宅で自立した生活を営むことができるよう制度全体を予防重視型システ

ムへと転換しました。『介護予防ケアプラン』とは、「できるだけ介護状態にならない」、「悪化しない」を目標とした予防計画のことで、地域包括支援センターで保健師などと相談を重ね、利用者一人一人にあわせて作成されます。

要介護度区分の変更とサービス提供までの流れ

介護の程度が比較的軽い「要支援」「要介護1」などに該当する利用者の方は、4月から介護保険認定の要介護度区分が変わります。今まで要支援（経過的要介護）、要介護1と認定されていた方の区分を細分化して要支援の方は要支援1に、要介護1だった方は、要支援2もしくは要介護1に分けられることになりました。（図-1参照）

要支援1または2の方

介護予防を重視した新予防給付の対象者となります。今まで、介護保険認定を受けると居宅介護支援事業所のケアマネジャーに相談して介護サービスが提供され

ていましたが、4月からは『要支援1または2』と判定された方については、役場保健センター内にある地域包括支援センターや委託を受けたケアマネジャーと相談し、介護予防ケアプランの作成や介護予防サービスの提供を受けることになります。

要介護1から5の方

従来どおり居宅介護支援事業所のケアマネジャーと相談し、介護サービスの提供を受けることとなります。

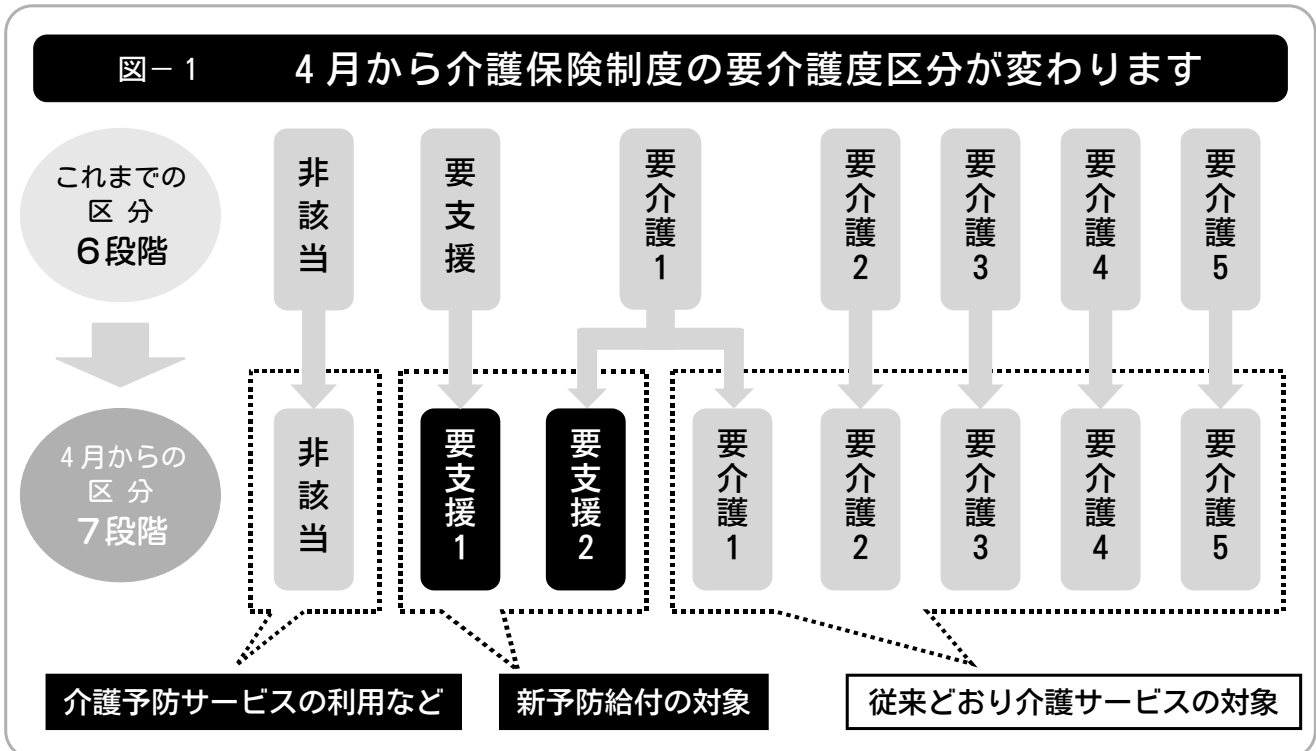
非該当の方など

認定審査で「非該当（自立）」と判定された方や、虚弱な高齢者の方も、できるかぎり介護が必要とならないように簡易な介護予防ケアプランにより介護予防サービスの提供を受けられますので、お気軽にご相談ください。

在宅介護支援センター

【4月からは、地域包括支援センター】
役場 保健センター内
TEL 2・2707

図-1 4月から介護保険制度の要介護度区分が変わります





入浴体操で健康管理

前回、お風呂で行う体操の効果について紹介しましたが、今回は体操の実践方法についてご紹介します。

入浴体操の注意点

- 入浴体操では、次のことを守ってください。
- 体操の時間は15分から20分程度。胸まで浸かって行う運動は10分以内。
- 体の動きにあわせて、呼吸をする。
- 体操の前後にはコップ1杯の水分補給を行う。
- 空腹時の運動は避ける。
- 体操の前には、かけ湯をして、全身浴で体を温めてから行う。

手首・指の運動

※健康入浴推進事業運営協議会発行『健康入浴推進の手引き』抜粋

①湯の中で手を握ったり開いたりする



②手首を回す



③浴槽の壁か床に手を置き、指を広げる



腰の運動

※入浴だけでも体力を使います。体力に自信のない方は、様子をみながら行ってください

①背中を丸める



②足を上げ下げする



③上体を左右にねじる



年金窓口から

保険料の納め忘れはありませんか？

平成18年度も残りわずかとなりました。ご自身やご家族の国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

4月上旬には平成19年度の保険料納付案内書が郵送されますので、平成18年度分は4月末までに完納されますようお願いいたします。

また、口座振替により納付されている方は、残高不足にご注意ください。

事情により納付が遅れる場合や納付書をお持ちでない場合は、旭川社会保険事務所までご相談ください。

■問合せ先

旭川社会保険事務所
TEL 0166・26・4481

住所変更の手続きをお忘れなく！

転入、転出、転居など住所に変更があった場合は、年金の住所変更が必要です。住所を変更していないと

住所変更の手続き方法

社会保険事務所などからの年金に関する書類が手元に届かない場合がありますので、手続きを忘れずにしてください。

■年金を受けている方

住所変更届のハガキを役場で受け取り、必要事項を記入して送付します。

■第1号被保険者の方

役場で手続きをします。

■第2号被保険者の方

勤務先で手続きをします。

■第3号被保険者の方

配偶者の勤務先で手続きをします。

◆国民年金の種別◆

- 第1号被保険者…第2号、第3号被保険者に該当しない方
- 第2号被保険者…厚生年金や共済年金に加入している方
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

住民生活課
生活環境グループ
☎2-1611
内線121番

こちら警察署

美深警察署
☎ 2・1110

飲酒運転の根絶にご協力を！

～乗るのならみんなで止めようその一杯～

3月は、送別会などで飲酒の機会が増えることから、飲酒運転による交通事故の増加が心配されます。

飲酒して運転すると、気が大きくなりスピードを出し過ぎたり、また、注意力が低下するため信号や歩行者などを見落とし易くなり、事故の危険性が高まります。

「ちょっとしか飲んでいないから」、「すぐ近くだから」と安易に飲酒運転をすると厳罰となり、一生後悔することとなります。

地域、職場、家庭で「飲酒したら運転しない」、「運転する人には飲ませない」を徹底しましょう。

運転手の皆さんへ

飲酒運転は犯罪です

酒気帯び運転で、1年以下の懲役または30万円以下

の罰金、酒酔い運転ならば3年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。

酒に酔い、正常な運転が困難な状態で四輪車を運転し、人身交通事故を起こすと危険運転致死傷罪となり、負傷事故で15年以下の懲役、死亡事故ならば1年以上の有期懲役となります。



二日酔いも「飲酒運転」です

前夜の酒が抜けず、「二日酔い」で車を運転し事故を起こす例が後を絶ちません。

翌日、車の運転予定がある場合は、『前夜、深酒をしない』、『朝起きて自覚があるときは、絶対にハンドルを握らない』ようにしましょう。



守ろう！ 飲酒運転追放 3箇条

第1条 乗らなひ！

飲酒した方は絶対運転をしないこと。飲酒したら代行運転などを利用する。

第2条 飲ませなひ！

運転する方に酒類の提供はしません。

第3条 同乗しなひ！

飲酒運転の車に同乗しないようお願いします。

飲ませた人、同乗した人も処罰される場合があります

消防署

だより



スプレー缶などの 爆発に注意！

カセットコンロなどに使われるガスボンベや、殺虫剤といったエアゾール製品には可燃性のガスが含まれています。誤った使用は、大きな事故につながりますので使用前には必ず「取扱説明書」を読みましょう。特に廃棄する際のガス抜きは、内容物の残量や換気を十分に確認してから行ってください。

たばこによる 火災を防ごう！

日常生活の中には、たばこの火で容易に着火してしまふ可燃物が多く存在しています。言いかえれば、喫煙者がいる場所ならばどこでも火災が発生するおそれ

があるということです。

たばこの火は、可燃物や天候など条件によって十数分で出火する場合もあれば、数時間くすぶり続けてから出火する場合もあります。また、何気なく吸っているようですが、たばこの中心付近の温度は700から800℃にも達しています。喫煙者は『火』を持っていくということを忘れないようにし、喫煙後は確実に消火を確認しましょう。

【たばこ火災 防止のポイント】

- ①寝たばこは絶対にしない！
- ②吸殻をゴミ箱に直接捨てない！
- ③たばこのポイ捨てはしない！
- ④灰皿の吸殻はこまめに捨て、放置しない！
- ⑤車内では運転に集中し、たばこは休憩時に停車して吸うようにしましょう！



美深消防署
TEL 2-11136

暮らしの お知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしくはそれぞれの問合せ先へご連絡ください。

役場 (代表)
☎2-1611



ひな祭り
(3月3日)

申告

看護師・保健師の 就学資金を貸付します

町では、将来町内で看護師や保健師の資格を取得して働く方に対し、就学資金の貸付を行っています。

■貸付対象者

将来、看護師・保健師として、町または町内の病院などに勤務しようとする方

■貸付額／(いづれも月額)

▽看護師課程 2万円

▽保健師課程 2万5千円

■問合せ・申請先

役場住民生活課

保健福祉グループ

TEL 2・1611(内)197

就学費を援助します

経済的に生活が苦しく、就学が困難な児童生徒の保

護者に対して、学用品、通学用品、校外活動費、体育実技用品、修学旅行費、学校給食費などの費用を援助します。

希望される方は、期日までに申請してください。

※申請は毎年度必要です。

■申請期間／3月1日(木)から3月14日(水)まで

(土・日曜日は除く)

■必要書類／同世帯の所得を証明できるもの(源泉徴収票、確定申告書、所得証明書など)

■問合せ・申請先

教育委員会 総務担当

TEL 2・1744

農業後継者育成奨学金をご利用ください

将来、農業経営主になることを志して高等学校または農業大学(短大を含む)へ進学する方を対象に、奨学金の貸付を行っています。

■貸付対象者

将来、町内で農業の担い手になろうとする高等学校または大学に在学中の方。

■奨学金の額

▽高校生(月額)1万3千円

▽大学生(月額)3万円

■貸付期間／在学中

■返還期間

卒業後、引き続き3年間自家の農業に従事した時は、貸付金の返還は免除します。それ以外は、卒業後返還願います。

■申請期限／3月31日(金)

■問合せ・申請先

美深町農業委員会

TEL 2・1611(内)132

育英資金の貸付を行います

美深町では、経済的な理由により就学が困難な方に対して育英資金の貸付を行っています。次に該当する方で貸付を希望される方は、期日までに申請してください。

■申請期間

3月1日(木)から

3月23日(金)まで

(土・日曜、祝日は除く)

■貸付対象者

本町に住所を有する者で、

予備自衛官補 募集中

■種目

- ①予備自衛官補(一般公募)
- ②予備自衛官補(技能公募)

■応募資格

- ①18歳以上34歳未満の男・女
 - ②18歳以上53~55歳未満の男・女
- ※募集技術については、お問い合わせください

■受付

4月9日(月)まで

■試験日

次のいずれか1日を指定されます

4月14日(土)、15日(日)、16日(月)

※受験申込みは美深町役場総務課でも対応します

● 申込み・問合せ先 ●
自衛隊旭川地方協力本部 名寄出張所
TEL 01654-2-3921

美深高等養護学校 2年生活窯業科

焼き物「春の市」即売会

焼き物即売会「春の市」を開店します。生徒たちが一生懸命作った平皿や大皿、茶碗などの焼き物がいっぱい。皆様のお越しをお待ちしています。

■とき

3月16日(金)

10時~13時10分

■ところ

美深町文化会館

COM100ギャラリー

▲昨年の「春の市」



● 申込み・問合せ先 ●
美深高等養護学校 TEL 2・2155

報告

電源立地地域対策 交付金事業報告

この交付金は、発電所の所在市町村が実施する多種多様なまちづくり事業に対し、費用の一部を援助する目的で国から交付されているものです。仁宇布発電所を有する本町では、本年度この交付金を「町立美深保育所運営事業」にかかる経

費の一部に活用しましたので報告します。

■問合せ先
役場総務課企画グループ
TEL 2・1611(内)127

宝くじ助成金で第5
コミセンに椅子140脚
第5町内会（内山利彦会長）では、このほど、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の適用を受け、第5コミュニティセンターにスタッキングチェア（積み重ねができる椅子）とその台車を購入しました。

この事業は、住民が行うコミュニティ活動の健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を行うことを目的として、自治総合センターが宝くじ普及広報にかかわる収入を財源として行っている事業です。

今回購入したのは、スタッキングチェア140脚、台車6台で、町を通じて250万円の助成を受けます。第5町内会では、コミュニ

ティセンターを使用して多くの取り組みを進めておりますが、今回のスタッキングチェア購入により、より一層のコミュニティ活動の充実が期待されます。

■問合せ先
役場総務課企画グループ
TEL 2・1611(内)127



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは
広く社会に役立て
られています。

天塩川だより

和寒町

塩狩峠記念館オープン

- と き／4月1日(日)
- と ころ／塩狩峠記念館
- 内 容／作家三浦綾子さんの代表作「塩狩峠」が執筆された部屋や当時を物語る生活空間の再現、小説にまつわる貴重な資料などが展示されています。この機会にぜひお越しください。

■問合せ先／和寒町役場産業振興課
TEL0165-32-2421

士別市

『春はぼたもち』公演

- と き／3月21日(水) 15:00開演
- と ころ／あさひサンライズホール
- 入 場 料／1,000円（当日1,500円）
- 内 容／森さゆ里（文学座所属）演出による市民参加で創るお芝居です。連日連夜の稽古の成果をご覧ください。

■問合せ先／あさひサンライズホール
TEL0165-28-3146

名寄市

天文写真展

- と き／3月10日(土)～25日(日)
- と ころ／北国博物館ギャラリーホール
- 内 容／北海道大学と木原天文台による共同研究内容の紹介のほか、天文台とサークル「天斗夢視」会員が撮影した約30枚の天文写真を展示します。（入場無料）

■問合せ先／名寄市北国博物館
TEL01654-3-2575

このコーナーは、和寒町以北、7市町村からの話題を随時掲載しています。

2月の物価の動き

| 品目 | 単位 | 本月価格 | | | 前月価格 平均 | 変動 率 | 前年同月 価格平均 |
|------|----------------|-------|-------|-------|------------|---------|--------------|
| | | 最低 | 最高 | 平均 | | | |
| 玉ねぎ | 100g | 14.0 | 19.7 | 17.2 | 23.1 | -5.9 | 20.7 |
| きゃべつ | 100g | 11.0 | 16.0 | 14.3 | 12.8 | 1.5 | 27.4 |
| さんま | 100g | 39.6 | 60.0 | 52.2 | 49.8 | 2.4 | 55.3 |
| 豚肉 | 肩肉100g | 123.0 | 178.0 | 141.7 | 155.8 | -14.1 | 154.3 |
| 砂糖 | スズラン印 1kg詰 | 134.0 | 189.0 | 164.8 | 167.3 | -2.5 | 167.5 |
| サラダ油 | ポリ1.5ℓ | 358.0 | 523.0 | 436.3 | 436.3 | 0.0 | 454.3 |
| 鶏卵 | 中玉10個 | 140.0 | 178.0 | 163.5 | 163.3 | 0.2 | 175.5 |
| とうふ | 1丁 | 84.0 | 92.0 | 88.0 | 88.0 | 0.0 | 85.5 |
| しょう油 | キッコーマン 1.0ℓ | 278.0 | 313.0 | 301.8 | 301.8 | 0.0 | 310.3 |
| 灯油 | 配達1ℓ | 77.0 | 77.0 | 77.0 | 80.0 | -3.0 | 77.8 |
| ガソリン | レギュラー1ℓ | 137.0 | 137.0 | 137.0 | 137.0 | 0.0 | 134.8 |

消費者モニター調（単位：円）

移動年金相談

■と き 3月28日(水)
9時30分～15時

■と ころ 役場2階小会議室

■内 容 国民年金、厚生年金制度についての各種相談、裁定請求書の受付等



問

役場住民生活課生活環境グループ
TEL2-1611(内)123、128